

# 罰則が強化されました!

道路交通法が改正され、令和6年11月から自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則が強化されました。また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。



## 運転中のながらスマホ

## POINT 01

- 自転車運転中にスマホ等で通話すること
- 自転車運転中にスマホ等の画面を注視すること

▶ 6ヶ月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金

※どちらも、自転車が停止しているときを除く

## POINT 02

上記の「ながらスマホ」により、交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

▶ 1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

## 酒気帯び運転 及びぼう助



## POINT 01

自転車の酒気帯び運転をした場合

▶ 3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

## POINT 02

酒気帯び運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合

▶ 自転車の提供者は、3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

## POINT 03

酒気帯び運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒を勧め、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合

▶ 酒類の提供者または飲酒を勧めた者は、

2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

## POINT 04

酒気を帯びている者へ、自転車で自分を送るよう依頼して同乗した場合

▶ 同乗者は、2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金



令和6年5月24日に公布された改正道路交通法では、自転車の交通違反に対して反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入が規定されました。青切符による取締りは、公布から2年以内に施行される予定です。 ※16歳以上を対象